

平成26年10月27日

滞納した健康保険料等に係る延滞金の利率が改正されます

所得税法等一部改正法による所得税等の延滞税に係る利率の見直しに伴い、滞納した健康保険料等に係る延滞金の利率について、平成27年1月1日から同様の改正が行われます。

具体的な内容については、平成26年12月にお知らせする予定です。